



## 容器再検査期間の法解説

容器再検査期間については、容器保安規則に定められていますが、誤解を受けやすい表現になっています。ここでは、当該期間の解説を改めてお示しし、その徹底を図ろうとするものです。

### 《関係法令の概要》

(注、本説明に直接関係のない部分については条文の一部を省略しております。)

#### 高圧ガス保安法

( 充てん )

第48条 高圧ガスを容器に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

第5号 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあっては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第3項の刻印又は同条第4項の標章の掲示がなされているものであること。

<注> 「充てんするときには、省令で定める期間を経過した容器等は再検査を受けていなければならない。」の意味です。

#### 容器保安規則

( 容器再検査の期間 )

第24条 ……省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月の前月の末日 ( 内容積が4000リットル以上の容器、……にあっては刻印等において示された月日の前日 )、容器再検査を受けたことがあるものについては前回の容器再検査合格時における……月の前月の末日 ( 内容積が4000リットル以上の容器、……にあっては刻印等において示された月日の前日 ) から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

第1号 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器については、製造した後の経過年数20年未満のものは5年、経過年数20年以上のものは2年

第3号 一般継目なし容器については、5年

- ・「省令で定める期間」は、法で定める「充てんする時に容器検査に合格した年月からの経過年数」を指しています。
- ・「容器検査の周期」のカウントは、「容器検査合格年月 ( 又は前回の再検査年月 ) の前月の末日から起算」とされています。例えば、2000年5月に合格している容器は、2000年4月30日より起算します。期間が5年であれば、2005年4月29日までとなる。2005年4月30日は5年を「経過した容器」となるので、再検査を受けなければ充てんができない。
- ・「製造されてからの期間」は、規定がないので当月1日からの起算になります。

<注> 平成元年3月31日までに製造された容器は、旧法の適用を受け、検査周期が異なりますが、基本的な考えは同じです。

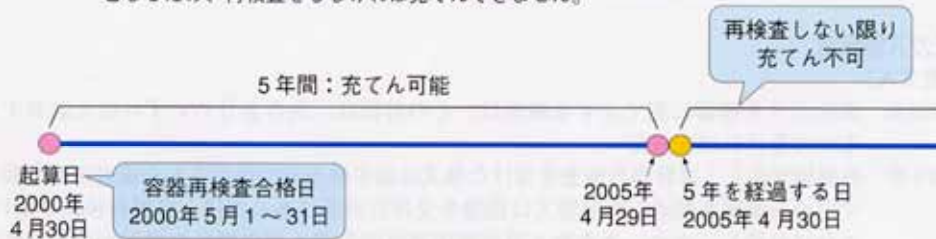
《一般継目なし容器の場合》

■容器検査に合格した年月の刻印（製造時の容器検査合格月）が2000年5月の場合

「前月の末日（2000年4月30日）から起算して5年の期間」を経過した容器は、容器再検査を受けなければならない。

「2000年4月30日から起算して5年の期間」 → 「2005年4月29日」となり、  
 「2005年4月30日」は5年を経過している → 再検査をしなければ充てんできない。

- <注>
- ・現在の法解釈では、刻印年月の5年後の同月（容器検査合格月或は容器再検査合格月）の前月最終日は充てんできません。
  - ・前回の再検査が、2000年5月の場合も同様に、2005年4月30日からは、「5年を経過した容器」となるため、再検査をしなければ充てんできません。



<容器再検査周期>

現行の再検査期間は、平成10年4月1日施行の容器保安規則改正によるものです。ただし、新規則が適用されるのは平成元年4月1日以降に製造された容器のみです。

区分	内容積	平成元年（1989年） 3月31日以前製造 *1	平成元年（1989年） 4月1日以降製造 *2
溶 接 容 器	① 500Lを超える	15年未満 5年 15年～20年 2年 20年以上 1年	20年未満 5年 20年以上 2年
	② 500L以下（③～⑤を除く）	15年未満 3年 15年～20年 2年 20年以上 1年	
	③ 50L以上120L未満（LPガス用）	8年未満 4年 8年～20年 3年 20年以上 1年	
	④ 50L未満（LPガス用⑤を除く）	10年未満 5年 10年～20年 3年 20年以上 1年	20年未満 6年 20年以上 2年
	⑤ 25L以下（昭和30年7月以降製造、TP3.0MPa以下でシアン化水素、アンモニア、塩素を除く）	20年未満 6年 20年以上 1年	
	⑥ 車両に固定された自動車燃料装置用LPガス容器	概ね内容積により上記周期に準ずる	20年未満 6年 *3 20年以上 2年
一般継目 無し容器	500Lを超える	5年	5年
	500L以下	3年	

- \*1 平成元年3月31日以前に製造された容器の再検査期間は、旧基準による。新基準の適用はない。
- \*2 平成元年4月1日～平成10年3月31日に容器検査に合格（製造）した容器の再検査年限は、平成10年4月1日以降最初に受ける容器再検査年限のみ従来通り。
- \*3 ただし、車検が1年未満の車両に固定されたLPガス自動車燃料装置用容器については、製造後最初（1回目）の再検査は、製造後6年を経過して最初に受ける車検までとなります。（本ただし書きは、平成10年3月24日施行であり、同日以降の車検期限の自動車に取り付けられた容器から適用される）（第24条第2項）

## 《4000L未満の溶接容器の場合》

容器検査（製造時の検査）合格月日が2000年6月9日の場合、  
刻印は「容器検査合格月」となり、2000年6月の刻印となります。

製造後20年未満までは継目なし容器の場合と同じですが、  
20年を超える瞬間から大きく異なります。

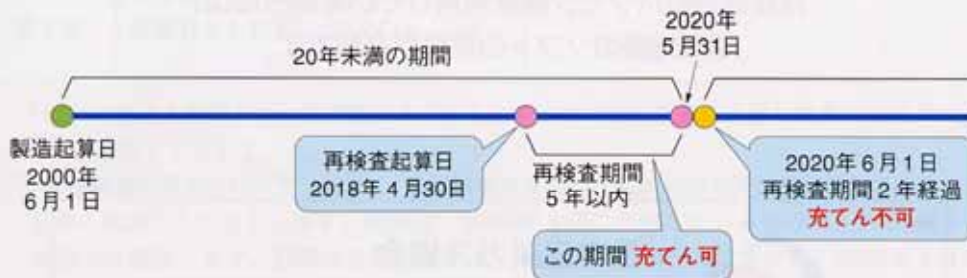
製造後の期間の起算日は当月の初日（6月1日）。  
従って、20年未満の期間は、2020年5月31日まで。



### 溶接容器は製造後経過年数によって、再検査期間が変化するので注意！

2018年5月20日に再検査を実施した場合（容器再検査合格月は5月）  
2020年5月31日迄（製造後20年以内）は、再検査後5年以内であり、充てんができる。  
2020年6月1日になれば、製造後20年を経過しているので、  
充てんするときには、2年以内に再検査を受けていなければならない。

「20年を経過した瞬間に5年サイクルであったものが2年サイクルになってしまい、1～2年まだ余裕があるように見られた容器が実は検査切れ状態になってしまっていた。」と言う現象です。この点ご注意ください。





### 《4000L以上の溶接容器等の刻印が年月日の場合》

〔4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、  
圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器検査の刻印  
等は、年月日で標示されています。〕

容器検査合格年月日が2000年6月9日の場合を例にとると、

製造(2000年6月9日の刻印)後20年未満の期間は、2020年6月8日まで。

2018年5月20日に再検査を実施した場合、

再検査の起算日は5月19日(刻印等に示された月日の前日)。

2020年6月8日は、製造後20年未満であるので、

再検査期間は5年が適用され、充てんは可能。

2020年6月9日の場合、製造後20年未満を超えており、

再検査期間は2年が適用され、充てんは不可。

#### 製造から20年未満を超え、前回の再検査から2年の期間を経過している



容器管理にパソコン等を利用している場合には、  
期間把握のソフトの点検が必要です。



日本産業ガス協会  
(JAPAN INDUSTRIAL GASES ASSOCIATION)  
〒130-0026 東京都墨田区両国3-21-16  
TEL: 03-5625-6041 FAX: 03-5625-6043  
ホームページ <http://www.jiga.gr.jp>